

経済連畜産だより

ヒナの発生状況

卵価 200 円の大台にのせ漸増傾向

漸増の傾向

ここ数日来鶏卵価格も 2 百円の大台にのり、養鶏農家のヒナに対する動きもかなり活発になってきていますので、全国的なヒナの発生状況についてその動向をみてみたいと思います。

いままで農林省統計調査部は四半期（3ヶ月）ごとにヒナの発生羽数等を調べて発表していましたがことしの2月より毎月調査発表するようになりました。

ご存知のように、鶏が大体そろって卵を産みだすには4ヶ月半から5ヶ月の日数がかかりますので、例えば今年の9月の卵価は？ということになると、一人前になっている成鶏羽数に3月・4月に発生したメスヒナ羽数を加えたものが実際に卵を生産しうる鶏の数となります。もちろんこれらが毎日産卵するとすれば、これにその日数を掛けたものが鶏卵生産量となり、その大部分が市場へ出回る商品化量ということですが、なかには産み疲れの鶏もありますから、産卵率の60%~65%を掛けた数が実際の出回り量として考えればよいわけです。

結局この出回り量が卵価を大きく動かす要因となりますので、養鶏農家の最大関心事であるわけです。従ってこの点について次に記載してみたいと思います。

飼養戸数、羽数の動向

最初に飼養戸数の動きをみますと、30年2月の451万戸から年々減少して、38年2月には358万戸、39年2月には350万戸となっています。

これに対してブロイラーを含む総飼養羽数は30年2月4,527万羽から、37年2月には9,000万羽、39年2月には1億2,000万羽と急増、これに伴って成

にわとりヒナ発生羽数（単位：1万羽、%）

| 区 分 | 発 生 羽 数 | | | | | 前 年 比 | | |
|-----------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 総 数 | 鑑 別 計 | メ | ス | オ ス | 無 鑑 別 | 総 数 | 鑑別メス |
| 昭 和 3 7 年 | 24,560 | 22,023 | 10,886 | 11,137 | 2,537 | 107.3 | 100.0 | 299.9 |
| 3 8 | 29,719 | 25,294 | 12,508 | 12,786 | 4,425 | 121.0 | 114.9 | 174.4 |
| 3 9 | 35,712 | 27,753 | 13,823 | 13,930 | 7,959 | 120.2 | 110.5 | 179.9 |
| 40年1月 概 数 | 2,543 | 1,830 | 919 | 911 | 713 | 94.4 | 83.2 | 146.7 |
| 2 " | 3,122 | 2,495 | 1,252 | 1,243 | 624 | 75.3 | 69.1 | 117.5 |
| 3 " | 4,355 | 3,653 | 1,827 | 1,826 | 702 | 77.5 | 72.9 | 115.7 |
| 4 " | 3,911 | 3,236 | 1,614 | 1,622 | 675 | 73.0 | 67.8 | 112.7 |
| 5 " | 3,001 | 2,253 | 1,089 | 1,164 | 748 | 86.7 | 77.1 | 122.8 |
| 6 " | 2,207 | 1,418 | 706 | 712 | 789 | 101.3 | 90.6 | 129.8 |
| 7 予 想 | 1,954 | 1,110 | 557 | 553 | 844 | 96.1 | 81.8 | 128.1 |
| 8 " | 1,988 | 1,117 | 561 | 556 | 871 | 106.8 | 94.8 | 130.6 |

鶏メス羽数も30年2月の3,959万羽から37年2月7,052羽、39年には7,984万羽に達しています。

このような飼養戸数の減少に対する飼養羽数の増大から、1戸平均の飼養羽数は必然的に増加し、成鶏メス羽数についてみると、30年の8・8羽から37年18・5羽をへて39年には22・9羽、10年まえからみると、約3倍になり、多羽数飼育の傾向が急速に進んでいることが推察されます。

4~6月のヒナの孵化出荷羽数予想

6月15日発表の4月推定発生羽数は、総数で3,910万羽、鑑別めす1,610万羽、無鑑別680万羽で、この羽数は前年同月と比べるとそれぞれ73%、68%、113%になっており、おおよそ3割前後の孵化の手持

岡山畜産便り 1965.08

えがうかがえます。なお、5、6月の孵化羽数の前年同期に対する予想は、総数でそれぞれ89%、114%、鑑別メスで81%、111%と見込まれ、6月ビナの羽数の増大がうかがわれます。

採卵用メスビナの出荷羽数は、4月498万羽で、卵価の低迷、先行き不安を反映して、孵化羽数と同じように前年同月比67%に減少しました。5月、6

月の出荷予想は、それぞれ1,071万羽、815万羽で鑑別メスの発生比率を受けて、前年同期に比し81%、111%と秋から冬への鶏卵市況回復に期待をかけて、次第に増羽する傾向がうかがわれ、さらに卵価急騰の昨今は増羽の傾向が非常に強いようです。

肉用素畜預託事業を開始

一単協の預託単位は 牛50、豚100頭

従来、単協において自主的に実施していた肉用素畜預託事業を県段階に引きあげ、本会が一元的にこの事業を実施することになった。この事業は肉用牛、豚の主産地の育成及び共販体制の確立を旨とし、国および県からの助成を得て行なうものである。

具体的には、本会の定めた「肉用素畜預託事業実施要綱」及び「預託家畜取扱要領」により実施するもので、これらの要綱及び「預託家畜取扱要領」により実施するもので、これらの要綱及び要領によればその概要は次の通りである。

肉用素畜預託事業実施要綱

預託の対象（第2条）一単協

預託する家畜の種類及び預託（第3条）一肉用素牛（以下牛という）及び肉用子豚（以下豚という）は、一単協の預託単位はそれぞれ50頭、100頭以上を標準。

預託の期間（第4条）一牛は短期4カ月または6カ月、若令12カ月、豚は4カ月または6カ月を標準。

預託の申請（第5条）一希望単協は本会の規定する申請書に肉用素畜預託誓約書を添え、本会に提出。

家畜の返還（第7条）一受託単協は①本会が肥育の目的を達したと認め、また、将来順調な発育の可能性が認められないと指示したとき返還②肥育の目的を達して販売することが適当と認め、また将来順調な発育の可能性が認められないと判断したとき返還を申し出ることができる。

受託単協の義務（第8条）一

- ①実施規程例にならい組合員に対し肥育の目的をもって預託する。
- ②預託家畜の耳標及び入墨などを行なうときはこれに協力する。
- ③預託家畜が盗難、失踪、疾病、斃死、その他重大な事故にあった場合は本会に遅滞なく報告する。
- ④組合員に対し、家畜の肥育管理指導を行なう職員を新設または増員するなど、家畜体制の強化に努める。
- ⑤家畜共済に加入する。